

大田区立羽田小学校いじめ防止基本方針

【いじめ防止のための基本方針】

「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校のいじめ防止に関する基本方針を以下のように定める。

基本姿勢：全ての暴力行為の背後にいじめの可能性があることを疑って関わる。

基本方針1 いじめの未然防止・早期発見に努める。

基本方針2 いじめの迅速な解消を図る。

基本方針3 すべての教育活動を通じた道徳教育、体験活動等の充実を図り、
思いやりの心を育てる。

具体的な手立て

【基本方針1:未然防止】

- 全教育活動における道徳教育及び特別な教科道徳における教育・総合的な学習の時間、学校行事等体験学習の充実。
- 情報モラル、インターネットを利用したいじめ対策の推進。
- 児童主体による防止活動。(委員会活動等)

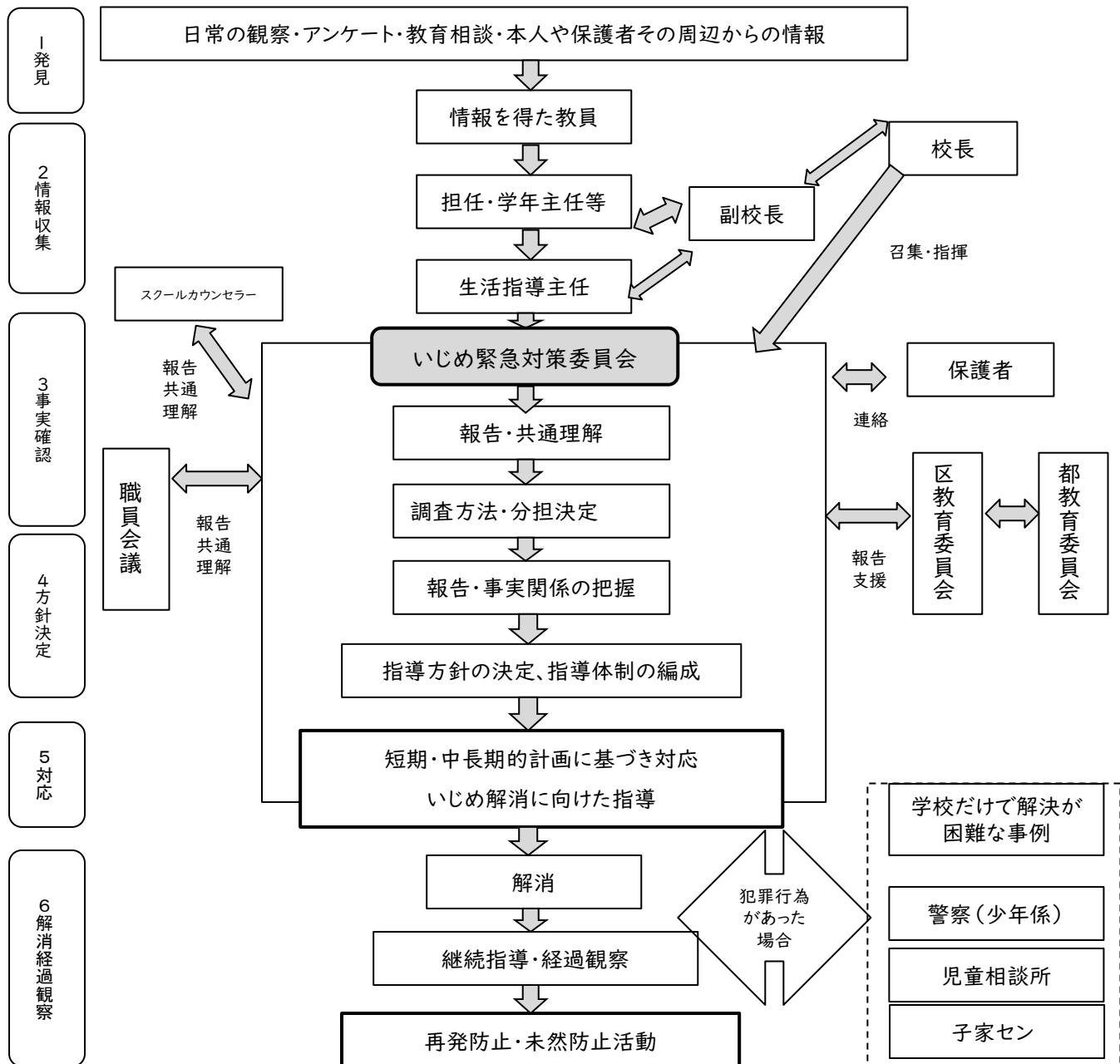
【基本方針2:早期発見】

- 都や区教育委員会による実態調査の実施と活用。
- 指導の徹底と保護者への啓発指導。
- 組織的な体制の有効活用。「C4th の生活指導案件」の共有。
- 児童・保護者が利用しやすい相談体制の整備、関係諸機関(子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等)との密接な連携。
- 管理職への報告・連絡・相談の確実な実施。
- スクールカウンセラーとの連携・情報の共有

【基本方針3:早期対応・重大事故への対処】

- 管理職の指示の下、現状、経緯、背景、人間関係等の状況報告および分析の継続的実施。
- いじめ防止委員会での調査結果の共有・分析・指導・評価・改善。
- 解消に向けての実施計画の作成。
 - ・「いじめ緊急対策委員会」を中心に教職員の役割分担の明確化。
 - ・2週間以内の解消を想定した短期的計画の作成。
 - ・人間関係再構築及び再発防止に向けた中長期的な計画の作成。
- いじめを受けた児童・保護者、いじめを行った児童・保護者への連絡・支援・協力要請。
- 教育委員会への迅速な報告。

【いじめ防止・対応に向けた校内組織体制】



【いじめ防止委員会】

- 経営支援部内において随時、校内のいじめ状況の報告・分析を行う。
- 構成員は経営支援部メンバーとする、校長が必要と認める場合、養護教諭、及びスクールカウンセラー、その他学校所属の教職員で構成する。
- 基本方針の日常的な実施と評価・改善。

【いじめ緊急対策委員会】

- いじめによる状況発生時に校長が緊急に設置する委員会である。
- 「いじめ防止委員会」の構成員に加え、区教育委員会(指導主事)及び校長が必要と認める学校関係者等で構成する。
- いじめ解消への迅速な対応。